

《事例発表（１）》

北海道栗山町議会議長 橋場 利勝 氏



私の町の人口は1万4,500程でございます。そんな小さな町の議長が、今日は県主催のこのフォーラムにご案内いただいたということで、非常に心からうれしく思っている次第でございます。今回取り組みました私どもの事例が少しでも皆さん方のご参考になればと思つてまいった次第でございますので、よろしくお願ひいたしたいと思ひます。

実は、今年の5月18日、私ども栗山町の臨時会において、地方分権に対応する住民に開かれた議会のルールを定めました議会基本条例を満場一致で可決し、同日施行いたしました。これが全国で初めての基本条例ということで、大変マスコミの各社に広く報じられたものですから、以後、本当に全国各地から視察の方が当町に多数おいでになっておられます。

今のところ、93団体767人が栗山にみえるということになっておりまして、非常にこのことは、おそらく全国の大勢の自治体関係の皆さんがこの議会の改革について大きな熱意を持っているという、そういう証しではないのかなというふうに思っておりまして、私も今後、この広がりをおおいに期待いたしている次第でございます。

そのようなことから、今、なぜ議会改革が必要なのかということをお若干申し上げさせていただきたいと思ひますが、私が申し上げるまでもなく、平成12年に地方分権一括法が制定されて以来、地方自治体、そしてまた自治体議会の責任が非常に、従前にも比べものにならないくらい重くなったわけでございます。そのようなことから、議会がこの責任と、そしてまた議会が持っている権能のすべてを十分に発揮するためには、やはり組織的な見直しとか、あるいは改革、これを果敢に進めなければ、議会そのものの存在意義が今問われていると言っても過言ではないのかなと、そのように思っております。

しかしながら、私も数多くの議員の皆さんから、今でも何の問題もないんじゃないかと、なぜそこまで改革する必要があるのかという声を耳にいたしますが、しかしこれは現在議会の置かれている状況というものを十分に把握してないなど、そのように

私は感じているところであります。

しかし、今日的に分権とか、あるいは財政危機、そしてまた合併問題、議員の定数を減らすとか、報酬の削減、そしてまたそれぞれ住民の皆さんの視線が非常に厳しくなっているわけございまして、このような急激な変化に、初めてようやくそれぞれが気がついてきたのかなと、そのように思っているわけございまして。

また、今、先ほど大森先生が言われましたように、国の第28次の地制調が諮問いたしましたして、そして私たちの3議長会がそれぞれ活性化のための研究会を立ち上げました。そして、私どもで組織する機関である全国の町村議長会は、昨年3月に中間報告をいたしておりますし、今年4月には最終報告を出しておりますけれども、中間報告の中では、今回、私どもも、これについてはきちっと条例の中に決めましたけれども、議員同士の自由討議あるいは長、理事者の反問権、そしてまた議員と住民の直接対話、この必要性をしっかりと述べられておりますし、最終報告には、今この地方議会が抱えるあらゆる問題を提起して、そして今、この議会がしっかりと果敢にこの改革に乗り出さなければ、おそらく住民の不満はさらにさらに高まり、議会そのものが存亡の危機にあると、しっかりとそのように述べられているわけございましてから、我々の団体がそのように述べているわけですから、まさしく今、この議会運営そのものが制度疲労を来している、そのように思っている次第でございまして。

また、極端なことを言えば、議会は要らないと、そういう声もあるわけございまして、私たち地方議会は、今、議会の制度そのものを総点検しながら、住民の信頼を得るために果敢に改革を進めなければならないと、そのように思っているところでございまして。

そのようなことで、私どもが今回議会基本条例をつくったという経緯について若干申し上げさせていただきますが、昨年3月に私ども、北海道では初めてなんです、議会報告会というのを開催いたしました。全国では2例目になりますけれども、実はこの報告会を開催したきっかけというのは、私ども議員が全員寄っているところに、ある住民の皆さんから、議員というのは選挙のときだけで、あとは全然議員の顔は見えませんねという、そういう痛烈な一言があったわけございまして、言われれば、まさしくそのとおりでございました。そういう疑念も私ども抱いていましたので、やはり住民との対話というのは、今後、本当に必要になってくるなということで、それぞれ議員皆さん方の理解をいただきながら議会報告会を開催したわけございまして。

議会報告会を開催した中で、それぞれの会場から、住民の皆さんから、これは非常にいいと、こういうことをこれからもしっかりと続けていただきたいと、そういう声が上がったんですよ。それで、例えば具体的に申し上げますけれども、私どもの町側が住民の目線から見てどうもおかしいというときには、しっかりと議員の皆さんとこういう対話の会を開いていただきたいと。そして、議会がその責任の上において、町をきちっと正していただきたいという意見が出てまいりました。それが、私どもは、これを申し合わせ事項という形の中で進めておりましたから、そうではなくして、しっかりと条例に定めて、これからもずっと続けてほしいんだと、今の議員さんが変わればこれがなくなるのは困ると、そういう意見がありました。

それで、私どもは議会報告会が終わった後に、それぞれ議員みんなでまとめの検討委

員会を行いましたけれども、そういう声があったので、これはやはり条例に定めるべきだという、そういう皆さんの声が強かったものですから、結果的に条例を定めるまでに
なったわけでございます。

先ほど申しあげました議会報告会、そしてまたこの基本条例を制定するに至った過程
を見ますと、やはり住民の皆さんに後押しされたなど、そんな思いをいたしておりますし
て、これがやはり住民参加の大きな効果であるなど、そんな思いをいたしているわけ
でございます。

今回、私ども、この条例を定めるに当たっては、実は分権法が制定して以来、次の年
の平成13年9月から、分権時代に対応できる議会の活性化ということで、議会運営委
員会を中心にいろいろな活性化策を進めてまいりました。そして、ちょうどこの条例を
定めるまでの4年半の歳月となりますけれども、この4年半のそれぞれ行ってきたこと
も、これをやはり風化させるわけにはいかないということで、今回この基本条例の中
にしっかりと組み込む、そういう作業をしたわけでございます。

それで、私どもの基本条例の第一の特色は、先ほど二元制という話もありましたけれ
ども、二元制とか議決機関とか、そういう言葉は一切使っておりません。しかし、町長
と議会というのは異なる住民から選ばれた代表です。それぞれの代表機関が競い合い、
そしてまた住民の負託に応えて協力し合えば、おそらく最高の意思決定ができるだろ
うと、それにつながっていくだろうということで、これは二元制ということにつながると
思っております。

そして、議会とはということなんですが、議会とは、先ほど言った議決機関とか、そ
ういう形を文書には表さないで、自治を構成するのは首長、そして職員、また私ども議
員と、それと町民ですから、そういう意思を決定する過程において、以下4つの相互
作用を決めるところが議会であるんだと、こういうことを前文には記してあるところ
でございます。

そして、条例の前文には、私どもの議会というものに対しての理念を書いております
し、またそれぞれの条文には、その理念を具体的に現した制度と、そしてその制度を動
かす原則というものを条例の中に各定めていると。そういうことから、この条例その
ものは、私どもの町にとっての議会の最高規範であるということをきちっと述べてい
るところでございます。

さて、条文も、なるべく理念的なそういうものに終始しないで、法律用語の列挙では
なくして、なるべく、住民の皆さんを対象にしているわけですから、住民の皆さんに
分かりやすい言葉で表現をさせていただきました。

そして、この条例の素案に入ったのは昨年6月からございまして、以来、これは
議会運営委員会で4回と、そしてまた全員協議会で3回の審議をして議決に至ったわ
けでございますけど、それまでは議長、副議長あるいは事務局を含めて、議運の委員
長、副委員長も含めて、数限りない会議を開いたと、そのように思っております。

ただ、今回のこの私どもの条例については、今までこの4年半にいろいろな改革を行
ってきました。しかし、この条例の中にある8割以上はすでに今まで実践済みでござ
いましたから、この制定に至るまでの過程というのは非常にスムーズに進行したなど、
そのように思っているところでございます。

さて、それで、実は今回、私どもがこの4年半に及んだ改革の主なものと、条例の主なものについて、若干述べさせていただきたいと思いますが、一番大事なところは、開かれた議会と住民参加の議会をどう構築するかということではないのかなと思っております。

この目的を達成するのは、やはりあくまでも情報公開、そしてやはり透明性の確保というのは非常に大事になるなど、そうっております。特に、議会というのは、なかなか住民の皆さん、傍聴に来てもいただいておりますし、住民の意識からすると、まだまだ議会って遠いところにあるのかなと、そんな思いもいたしましたから、これはやはり私どもから率先して議会の情報を提供しなくてはいけないということで、まず議会の模様をしっかりと住民の皆さんに伝える方法を考えました。

それで、平成14年から、これはもうそれぞれの地域でもやっておられるかもしれませんが、議場にカメラを入れながら、議会の状況をライブ中継で、インターネットで放映することにいたしました。これは、本当に私ども議員というのは、やはり住民の目線というものは非常に気になるものがございますし、インターネットで放映することによって、やはり住民の率直な批判が直に来ます。そういうことからいいますと、議会でのいろいろな議論というのは、町側サイドも、あるいは発言する議員のほうも、非常に全体的に緊張感に包まれる、そういうことからして、非常に放映そのものは効果があったなど、そのように思っているところでございます。

また、今まではライブ中継でしたから中継の時間しか見られなかったけれども、今年の5月からは見たいときに見られる、いわゆるオンデマンド方式に切り替えました。

また、私どもは年に4回の定例会を行っておりますけれども、この定例会で一般質問するわけですが、一般質問の発言者とその発言内容をポスターにして、町内のそれぞれのコンビニエンスストアとか、あるいはホテルとか、それから町有施設に議員が自ら20枚ほど貼って歩くんですが、これについての効果が、どの程度あるのか分かりませんが、しかし私どもがとにかく開かれた議会を目指していますから、住民の皆さんに分かっていただきたいということで、こういう活動も続けて三、四年になりますが、これからもこういうものは続けていきたいなど、そのように思っているところでございます。

また、情報を公開するというのは、情報公開条例をつくるのが一番大事なことです。実は、情報公開条例も、私たちの町はつくるのが非常に遅かったんですね。それで、執行部側に話しておりましたが、なかなか進まないということで、議会が独自に議会の情報公開条例を作成いたしましたして、本議会で提案をしたんですが、町側もそのときには大変慌てまして、とにかく半年待っていただきたいということで、最終的には町側提案という形になりまして、そして私どもの大体内容をすべて取り入れて栗山町の情報公開条例をつくったわけですが、私どもは、例えば政務調査費という問題がありまして、今、条例に定めると政務調査費を導入できる。これは、やはり今の分権時代における議員活動としては非常に大切なものであるということで、そういう予定もありましたので、ぜひこれは住民の皆さんにも理解していただくためにも、その透明性を確保しなくてはいけないということで、これを制定しようということになったわけですが、結果として、政務調査費は、今、条例に基づいて100%公開いたしております。

けれども、私どもの町は会派はございません。しかし、1人ずつに交付していますけども、当初なかなか効果が上がらなかったんですね。それで、私どもは、やはり政策別あるいは課題別に自由に班をつくっていただいて、政務調査班をつくりました。今は非常に効果的に皆さん方にこれを利用していただいていると、そういう実態でございます。

それから、先ほども若干述べましたけども、開かれた議会の第一歩でございました議会報告会、これにつきましては、それぞれ皆さん方もそうでしょうけれども、個人の活動報告あるいはそれぞれ後援会の皆さん方には情報を提供していると思いますけれども、議会が議会報告会をすることの重要性というのは、私は非常に大きかったのではないのかなと思っております。

これは、私どもの町に12会場を設定いたしましたして、これは毎年変わる可能性がありますけれども、そこに、今18人の議員がいますけども、3班に分けて、どの会場へ行くかということは、これは抽選で決めております。ですから、自分を支持してくれた地域に行くとは限らないのです。そして、結果的に、直接対話を行うということは住民の目線に触れるわけですから、しかし住民の目線に触れなければ、我々も常に評価の対象にならなければ、これはだめですね。そういう意味で、やはり一歩進むには、いろいろな懸念もありましたけれども、とにかく踏み出してみたと。それは非常に効果があったということとあわせて、やはり全町的な住民の皆さん方のいろいろな意見というのはかなり違いますね。ですから、やっぱり広く、それぞれの地域の皆さん方の意見を聞けるということで、これは非常に効果があったなと、そのように考えているところでございます。

そして、私どもは今18人の議員でございますけれども、来年選挙がございます。5人減らしました。13人になります。そうすると、やはり住民の間からも、住民の声が届きにくくなると、そういう心配の声もありますけれども、これは私ども議会が全会一致で決めたことです。おそらく北海道では、私どもの人口規模にしたら一番少ない議員の数ではないのかなと思っておりますけれども、ですから、ただ減らすだけではなくして、しっかりとそういう手当てをしていかないと、なかなか減らした効果というのは出ないと思いますし、だんだん議会というのは先細りしていきただけだなと思ってますから、そういう手当てをやはりきちっとして、そして今の厳しい財政状況ですから、議会も応分の負担をしなければならぬのかなと、そんなふうを考えているわけでございます。

それから、実は一般会議の開催ということも、これも今回条例の中に組み込みましたけれども、議会報告会は議会からの報告と、あとはそれぞれ住民の皆さんのいろいろなご意見を伺うんですが、年に1回以上ということにいたしておりますけれども、だいたい1回なんですね。

しかし、住民というのは、例えば4年に1回選挙がありますけれども、議員を選ぶ住民の権利がありますけれども、4年の中で住民とのいろいろな交わりをできる仕組みをつくらなければいけないと思っていますんです、今日的に。ですから、議会報告会は年に1回ですけども、一般会議と称して、これは住民の皆さんからの求めに応じて何回でも開きます。求めがあれば、どんな不特定多数の住民と。そして、私どもからも、いろいろと課題があれば住民の皆さんに提案をして、ぜひ住民の皆さんの意見も聞きたいということで開く場合もあります。ですから、開かれた議会の、これは住民の皆さんの意

見をきちっと聞く保障だなど、そういう意味での一般会議でございます。

そういうことで、それ以上の何物でもないなと思っておりますし、例えば住民の皆さん方からの意見を聞きながら、これを議員提案あるいは陳情とか、あるいは請願という形に結びつけていくことも十分考えられるわけございまして、この7月27日には、初めての一般会議ということで商工会議所の役員の皆さんとも行いましたし、これからも農業団体の皆さんとも開く予定になっております。

それから、陳情、請願は、私どもは今回きちっと条文の中に町民提案ということで位置付けました。普通は、議会というのは、先ほどのお話にもありましたけれども、議員提案あるいは町側の提案ということになると思います。しかし、今回、きちっとやっぱり住民の方からも、請願あるいは陳情については住民の提案ということも考えたわけでございます。

私どもは、常日ごろ、今まで参考人招致というものも十分に活用してきましたし、またそういう陳情あるいは請願については、常に皆さん方を招致して、きちっと意見を聞いて、そして最終的には私どもの議会で判断しているのが実態でございます。

それから、今回の条文の中に、町長の政策形成に当たっては、7つの説明責任を課しました。これについても、町側としっかりお話をしながら理解をいただいて決めたものでございます。

考えれば、非常に町側にとっては厳しいのかなと、そんなふうに思っておりますけれども、今日のこの厳しい財政状況の中で、やはりそれだけ政策能力を高めて、新しい政策を出していただかなければなりませんし、当然これらについては私どもも質問事項に入るわけでございますから、そんな意味では、行政側にとっては厳しくとも、さらにその政策能力を向上するような形になるのかなと思っておりますし、私どもも、より議会としてのチェック機能を高める形になると、そんなような理解をしているわけでございます。

それから、自治法に定められている96条の第2項に、私どもは今回5つの長期計画を議決事項に載せたわけでございます。

特に、この総合計画というのは、今回載せましたけれども、やはりこれらすべては町民に直接影響がある形になりますから、十分これらについては審議の対象にして、私どもも十分町民の皆さんに説明責任があるわけですから、これらを議決事項にすることは当然ではないのかなと、そんなふうにいるところでございます。

それから、よく視察にみえる皆さん方から、この反問権について非常に質問が多いわけですが、今申し上げたように、7つの提案についてはしっかり説明責任を果たしなさいということで町側に申し入れて実現しましたし、また96条の第2項で長期計画はきちっと議決事項にいたしました。

ですから、私どもとしては、これは当然反問権を与えるのは当たり前ございまして、反問権を与えることによって、議会でもよりいっそう中身のある議論ができるなど、そのように思っております。特に、この6月の定例会で、早速町側から、町長と教育長の反問権を行使されましたけれども、しかしこれは非常に聞いてよかったなと思っておりますが、議員もやはり、私どもの町は一問一答方式ですから、一問一答と反問権を与えることによって、筋書きのない、そういう議論の展開がなされるわけでございます。で

すから、議員にとっても非常に厳しいんだけど、しかしそういう質問をするときはしっかりと調査をして、そして質問しなければならないとっておりますから、これによって議員の資質も当然磨かれることになるなど、そのように思っているわけでございます。

それから、自由討議についてですが、先ほど申しましたように、全国の議長会でもすでに研究会で出されていますね。議会というのは、私も感じませんでしたけども、今いろいろこうして議論をしている中で感じますけども、合議体ですよ。合議体という形の中で、私どもは議会で一方的に理事者に質問するだけなんです。議員同士の論議というのは、まずないんですね。どこもそうだと思います、これは。しかし、合議体である以上、議員の討議を通して最終結論に至る、これは非常に大事なところではないのかなと思っておりますし、議会というのは討議の広場、そのように言われています。やっぱり討議を通して、論点、争点というものをきちっと浮かび上がらせる。そして、町民に広くそのことを伝えていくと、これが非常に大事だと思っております。情報公開も、ここが一番議会としての大事なところではないのかなと、そのように思っております。

やはり、住民からしたら、議会は、当然議員同士の議論しているところだと思っております。しかし、そんなことは今まで一切なかったんですね。私も、議会はこのままでいいのかなと思いましたが、やはりよく考えると、先ほどの二元制という問題もそうです。突き詰めて、私どもがこの改革を進めてきて、後で気がついてみると、すべて二元制という形になっていくわけですね。ですから、望まれた姿というのは、やはりそういうことで、いろいろな改革を重ねてきても、それに当てはまるんですね。

そういう意味では、やはり自由討議というのは非常にこれからは大事になってくるだろうと思っておりますし、委員会とか特別委員会では、私どもも今まで自由討議をやっておりました。そうしながら最終的な結論を出してきて、特に二元制という形で、先ほど県議長さんからもお話がありましたように、与党、野党があってはだめなんですね、二元制という趣旨からいくと。やはり出されたものの議案が、町にとって、住民にとって一番いい方法は何かということで議論しないといけないと思っております。

よく住民の声を聞くと、住民に迎合するなど、そういう考えの人もいますけれども、そうではないんだと。しっかり、町のため、住民のためを思うには何が一番いいかを議論しながら、そういうことですから、私どもはこの2年間で5件修正をいたしました。当然、住民からも信頼をいただいておりますし、一番いい結論を得たなと思っております。ですから、これからはどんどんやはりお互いに競い合うわけですから、修正権というものを行使して当たり前だと思っておりますね。

そのようなことで、そのほかに、例えば重要な議案に対しては、賛否の態度を公表するというにいたしております。

これは、重要な議案というのは、私ども議会運営委員会で、これは賛否をきちっと広報で公表しますよという形になって問うわけでございますけれども、やはり議員自身の態度というものは公にされるわけですから、しっかり自分の決めたことに対してはやはり責任を負う、それが住民評価にもつながっていくなど、そんなふうに思っております。これも大変重要なことではないのかなと、そのように思っております。

それから、議員定数あるいは条例の見直しをするときには、これはあくまでも議員が提案することにいたしておりますけれども、住民の皆さん方から公聴会あるいは参考人を招致してしっかり意見を聞くと、そういうことをきちっと条例の中に定めることにいたしております。

時間がつまっておりますので、多少まだお話をしたいことがありますけれども、最後に、私どもはこの４年半に及んで、それぞれ改革を積んできましたけれども、今そんな中で基本条例を制定するまでになりましたけど、この基本条例を生かす、あるいは殺すも、これは議員自身にあるわけでございます。しかし、この条例を考えてみますと、たいがい改革というのは議員にとっては厳しいんですよ。

そういうことで、いいことは分かっているけど、なかなかそこに進んでいかないというのが実態だと思っております。しかし、それを踏み越えなければ改革なんてできるわけじゃないんですね。そんな流れの中で、私どもはそれぞれ、今１８人の議員がいますけれども、非常にこれからは厳しさがあると思っておりますけれども、少なくとも全国で一番先にこの条例を決めたわけですから、誇りを持って、これからもさらに改革を続けながら、この条例に魂を入れていきたいなど、そのように思っているわけでございますし、今回、三重県議会さんが長年にわたって、それぞれ分権社会における先導的な議会の在り方ということで、率先して今日まで検討されてきております。本当にすばらしいなと思っております。

三重県というと、私どもは、常に全国的にも改革の先駆者だと思っております。特に、今回１２月の議会では、この基本条例が提案されるようでございますけれども、県がこの基本条例を制定されれば、私はこれは全国的に大きな影響を及ぼすことは間違いなく、大きな期待を寄せております。

これからは、それぞれ全国的にもあちこちで議会基本条例の制定があって、お互いに個性豊かな基本条例の競う時代になればと、心から期待をいたしまして、本当につたない私の報告でございましたけれども、これで私の報告を終わらせていただきたいと思います。

《事例発表(2)》

三重県議会議会改革推進会議会長
三重県議会議会基本条例検討会座長

岩名 秀樹 氏



大変熱いご講演をたくさんいただきまして、おかげさまで本当に実のあるフォーラムになったと思いますが、残念ながら時間がかなり食い込んでおりまして、もうとうに私の持ち時間は終わっております。ですから、私の報告はお手元の資料をもとにご覧いただくとしたしまして、簡単に基本条例の素案について、皆さんにご報告を申し上げたいと思います。

三重県の議会改革というものは、今から11年前、北川正恭知事の当選、そして第88代の議長として私が初めて議長をさせていただきましたところから議会改革が始まったということがございます。その後、議会文化を変えようということで、さまざまな試みを議員の皆さんが一丸となって後押しをしていただき、頑張ってきたと思っております。

その内容につきましては、お手元にお配りいたしております、私が日経グローバルに4回連載で書かせていただきました三重県の議会改革の様子を、後ほどご覧いただければありがたいと思うところがございます。

さて、この議会基本条例でございますけれども、平成17年5月に各会派からなる議会基本条例研究会を設置いたしまして、私が座長になったわけでございますが、1年間調査研究を進めてまいりました。そして、今年の5月に、その成果を引き継ぎまして、議会基本条例検討会というものを各会派の議員12名によりまして構成いたしまして、私が引き続き座長を務めさせていただいているところでございます。今年の5月から9月まで、暑い中、計9回の検討会、その間、計7回の幹事会も別に設けまして、精力的に開催いたしまして、議員間の議論を深め、取りまとめました素案を9月15日に議長に報告させていただきまして、今皆さんのお手元に配付させていただいております。

そこで、後でまたいろいろご質問などもいただきたいと思いますので、特にこの基本条例の中で我々が主張したいと思っておりますことにつきまして、特徴的なものを少しお話しさせていただこうかと思っております。

まず、我々、11年間、さまざま形で議会改革を進めてきて、その中で感じたこと、そしてこれはどうしてもやらなければいけないというようなものをきっちりと文章にして残していきたいと、こういうことでございまして、議会としての基本理念、また議員のあるべき姿、役割、そういうことを明記させていただきました。

また、2つ目には、二元代表制という原則を前文ならびに各条にも書かせていただいて、これを基本として、我々は今後も議会活動を続けていこうということでございます。

さらに3つ目には、先ほど大森先生からもお話しいただきましたように、会派というものを定義付けたということでございます。

また4つ目には、議会の機能の強化のために、附属機関あるいは調査機関というものをつくっていききたいということを考えております。

それから、5つ目には、政務調査費の透明性の確保でありますとか、政治倫理の規定でありますとか、そういうことをきっちりと別の条例として一体的につくっていこうということでございます。

また、今までずっと続けてまいりました議会改革推進会議というのが私どもの議会の中にございますが、この推進会議という改革母体を今後とも議会の中心に据えて、さらなる終わりなき議会改革を進めていこうと、こういう気持ちから、この条例の中に議会改革推進会議を明文化いたしているところでございます。

また、先ほど栗山町の議長さんからお話がございましたが、反問権につきましても、ただいまのような形でこの条例の中に反映させようかと、挿入しようかということで、我々内部で検討を進めているところでございます。

いずれにいたしましても、初めての試みでございまして、なかなか戸惑いもございませぬ。また、いろいろ壁にもぶつかっておりますが、今後とも皆さん方のご意見をそんたくしながら、よりよい条例に仕上げたいと思っておりますが、もう時間的に非常に、今年いっぱいという時間制限を議長からいただいておりますので、さらに馬力をかけて完成させていきたいと思っております。

時間が本当になくて、十分なお説明ができずに申し訳ございませんけれども、後の討議の時間をとってございますので、その中でまたご質問を賜ればありがたいと思います。